

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 住民課 庶務係	
許 認 可 等 名	徳島市立葬斎場使用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市立葬斎場条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	(電話 621-5132)	
審 査 基 準	基 準	別紙「徳島市立葬斎場使用料減免取扱要領」のとおり
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)